



税務および労働における 新法令と主要政策に関する アップデート

2025年7月

本ニュースレターは、グラントソントンベトナムの大切なお客様に、最近公布され、近日中に施行される税務および外国人向け労働許可証の発行に関する新たな法令および留意すべきガイダンスについて、最新情報をお届けします。

1. 税務登録に関する2024年12月23日付通達第86/2024/TT-BT：個人税コードの廃止と個人識別番号の導入

- ❖ 財務省は、税務管理を規定する通達第86/2024/TT-BTC（2025年2月6日より有効）を公布し、通達第105/2020/TT-BTCを置き換えました。主な内容は以下の通りです：
- ❖ 税務当局が個人、世帯、世帯事業に発行した税務識別番号は、2025年6月30日まで有効です。

2025年7月1日以降、納税者、税務当局、および税務コードを使用する関係機関・個人は、税務管理法第35条に基づき、税務コードの代わりに個人識別番号を使用する必要があります。詳細は下記の通りです。



個人税コードは、身分証明法に基づき公安省が発行する個人識別番号に置き換えられます。



世帯代表、世帯事業代表、または個人事業主の個人識別番号が、その世帯、世帯事業、または個人事業の税務コードとして使用されます。



個人識別番号は、申告、調整、扶養控除の登録など、すべての税務関連義務において旧税務コードを完全に置き換えます。



2. 法人所得税法第67/2025/QH15号

2.1. 法人税率

標準税率20%：ほとんどの企業に適用。

優遇税率15%：年間総収益が30億VND以下の企業に適用。

優遇税率17%：年間総収益が30億VND超50億VND以下の企業に適用。

2. 法人所得税法第67/2025/QH15号

2.1. 法人税率

改正法人所得税法2025の第10条第2項および第3項に基づく15%および17%の優遇税率は、以下の収益には適用されません：

1

資本譲渡、株式譲渡、不動産譲渡（改正法人所得税法2025の第12条第2項tに基づく社会住宅を除く）、投資プロジェクト譲渡（鉱物加工投資プロジェクトを除く）、投資プロジェクト参加権の譲渡、鉱物探査・採掘・加工権の譲渡、ベトナム国外での事業活動による収益。

2

石油・ガス探査・試掘・採掘による収益、またはその他の希少資源・鉱物の探査・採掘による収入。

3

特別消費税法に基づく特別消費税の対象となる商品・サービスの生産・取引による収益（自動車、航空機、ヨットの組み立て/製造、石油精製および石油化学プロジェクトを除く）。

4

子会社または関連企業で、関連企業が税率適用条件を満たさない場合。

2. 法人所得税法第67/2025/QH15号

2.2. 法人所得税優遇対象の追加事業分野

改正法人所得税法2025の第12条では、以下の新たな分野が税優遇対象に追加されました。

1

サイバーセキュリティ法に基づく要件を満たすサイバーセキュリティ製品の生産およびサービスの提供、デジタル技術産業法に基づく主要デジタル技術製品・サービスや電子機器の生産、半導体チップ製品の研究開発・設計・パッケージング・テスト、人工知能データセンターの建設。

2

防衛・安全保障製品、産業動員製品の製造、法的規定に基づく主要化学・機械製品の生産。

3

自動車の組み立て・生産、その他のデジタル技術製品の製造。

4

中小企業（SME）を支援する技術インフラの投資・運営、SME向けインキュベーション施設、革新的スタートアップを支援するコワーキングスペース（中小企業支援法に基づく）。

2. 法人所得税法第67/2025/QH15号

2.3. 税優遇対象生産プロジェクトの最低投資資本の変更

税優遇対象の生産プロジェクトの最低投資資本は120億VNDに引き上げられ、5年以内に支出が必要で、投資法に基づく技術基準を満たす必要があります。

2.4. 地域別優遇の更新

標準工業団地に対する地域別優遇は廃止されます。ただし、経済特区、ハイテクゾーン、ハイテク農業ゾーン、集中デジタル技術ゾーンは引き続き地域別優遇が適用されます。





2. 法人所得税法第67/2025/QH15号

2.5. 電子商取引およびデジタル技術プラットフォームに関する補足ガイダンス

法第67号は、ベトナムに恒久的施設を持たない外国企業が電子商取引プラットフォームやデジタル技術プラットフォームを通じて商品・サービスを提供する場合にも適用範囲を拡大。「恒久的施設」の定義も、外国企業がベトナムで商品・サービスを提供するプラットフォームを含むよう改訂されました。

2.6. 外国投資家による資本譲渡の税計算方法の変更

現行規制では、外国企業は株式会社の株式譲渡や有限責任会社の資本譲渡による利益に対して20%の税金が発生されますが、法第67号では利益ではなく収益に基づいて課税されます。収益に対する具体的な税率は、今後の政令で規定されます。このため、取引が利益が出なくても、税金が発生される可能性があります。また、間接的な資本譲渡も除外されません。

2. 法人所得税法第67/2025/QH15号

2.7. 課税所得に関する新規定

最低課税所得（IIR）に基づく追加税を支払う必要がある企業は、ベトナムで支払うべき法人所得税から追加の法人所得税を控除できます。

2.8. 追加の損金算入費用

- 税期間中に発生した実際の研究開発（R&D）費用に基づく割合で計算される補足経費。
- 税期間中の収益に対応しない事業運営のための特定の経費（政府が規定）。
- 企業の事業運営にも役立つ公共施設の建設を支援する特定の経費。
- カーボンニュートラルやネットゼロ目標、環境汚染削減に関連する経費で、企業の生産・事業活動に関連するもの。





2. 法人所得税法第67/2025/QH15号

2.9. 追加の非控除対象経費

1

法第67号の第9号の1項目の内容・条件を満たさない経費。

2

民法の制限を超える非信用機関からの事業ローンの利息費用。

3

「その他の経費」として非控除対象となるカテゴリーが導入されたが、詳細は未解明。

3. 付加価値税法第48/2024/QH15号（2025年7月1日より有効）および政令第181/2025/NĐ-CP号、通達第69/2025/TT-BTC号による付加価値税（VAT）ガイダンス

3.1. VAT課税対象およびVAT税率の調整

- 非課税または非申告対象から**5%VAT**課税対象への変更： 植林、畜産、水産養殖、漁業の未加工または簡易加工のみの製品で、企業や協同組合が購入し、他の企業や協同組合に販売する場合。
- **VAT**免税から**5%VAT**への変更： 肥料、海洋で操業する漁船、農業生産に使用される政府指定の専門機械・装置。
- **5%VAT**から**10%VAT**への変更： 未加工の林産物、砂糖および副産物、教学・研究・科学実験用の専門機器・ツール（特定の装置を除く）、文化・展示・スポーツ・公演・映画製作・輸入・配給・上映活動（伝統的な民俗芸術を除く）。
- **VAT**免税項目の追加： 未加工または加工された資源・鉱物の輸出製品（政府発行リストに基づく）。これは、未加工資源・鉱物の輸出を抑制する国家政策に沿ったもの。
- **VAT**免税カテゴリーの削除： 証券預託サービス、証券取引所または証券取引センターによる市場運営サービス、その他の証券関連事業活動。



3. 付加価値税法第48/2024/QH15号（2025年7月1日より有効）および政令第181/2025/NĐ-CP号、通達第69/2025/TT-BTC号による付加価値税（VAT）ガイドンス

3.2. VAT控除の条件の変更（政令第181/2025/NĐ-CP）

- 購入した商品・サービス（輸入を含む）の非現金支払証明書の閾値が、VAT込みで500万VND以上に引き下げ。非現金支払方法は政令第52/2024/NĐ-CPに準拠。
- 1日に複数回購入し、合計額が500万VNDを超える場合も、非現金支払証明書が必要。

3.3. 非関税地域向け商品・サービスの0%VAT適用の条件の変更

非関税地域内の組織に提供され、非関税地域内で消費され、輸出生産活動に直接関連する商品・サービス。

3. 付加価値税法第48/2024/QH15号（2025年7月1日より有効）および政令第181/2025/NĐ-CP号、通達第69/2025/TT-BTC号による付加価値税（VAT）ガイダンス

3.4. VAT還付ケースの変更



5%VATのみの商品生産またはサービス提供を行う事業所は、12か月連続または4四半期連続で未控除の仕入れVATが3億VND以上になる場合、VAT還付の対象。還付可能税額の決定方法は通達第69/2025/TT-BTCの付属書IIIに規定。



VAT還付が認められない追加ケース：事業者がベトナムに輸入し、その後別の国に再輸出する商品（直接輸出または委託輸出の場合）。ただし、輸出商品の製造・加工に使用される輸入材料は対象外。



3. 付加価値税法第48/2024/QH15号（2025年7月1日より有効）および政令第181/2025/NĐ-CP号、 通達第69/2025/TT-BTC号による付加価値税（VAT）ガイダンス

3.5. VAT非課税対象の決定に関する追加書類手続き（通達第69/2025/TT-BTC）

動物品種製品：製造施設の適用基準の宣言および畜産法に基づく品種書類が必要。

輸入新聞、雑誌、特集刊行物、政治書、教科書、法律文書等：出版法に基づく発行権限機関発行の輸入許可証明書が必要。

外国人組織・個人または国際機関への人道支援または無償援助のための商品・サービス販売：政令第181/2025/NĐ-CPの第4条第11項bに基づく外国人または国際機関からの書面が必要。

産業財産権の譲渡（発明、工業デザイン、レイアウトデザイン、商標等）：知的財産法に基づく保護証明書の授与決定、または国際条約に基づく国際登録の承認が必要。

植物品種の権利譲渡（知的財産権を含む）：知的財産法に基づく植物品種保護証明書の授与決定および法的規制に基づく植物品種の権利譲渡契約が必要。

災害予防・対応・復旧のための寄贈またはスポンサーされた輸入商品：関連受領機関または組織からの寄贈またはスポンサー商品の受領承認書類が必要。

3. 付加価値税法第48/2024/QH15号（2025年7月1日より有効）および政令第181/2025/NĐ-CP号、通達第69/2025/TT-BTC号による付加価値税（VAT）ガイダンス

3.6. VAT計算の固定パーセンテージによるグループごとの詳細な割合の追加

通達第69/2025/TT-BTCの付属書Iに規定。

3.7. 2025年7月1日からのVAT控除および還付に関する禁止行為の追加

- インボイスの購入・販売または仲介。
- 架空取引の作成。
- 不正なインボイスまたは書類の使用。
- 電子請求書データの税務当局への送信の不履行。
- インボイス情報システムの改ざんまたは不正使用。
- インボイスおよび書類に関する贈収賄の提供・受領・仲介。
- 税務当局、企業、輸入業者間または企業・輸入業者間での不正なインボイス・書類の使用に関する共謀、隠蔽、不正な関係の形成。



4. 政令第128/2025/NĐ-CP：内務分野の国家管理権限の委任および分権化

政府は、2025年7月1日より有効の政令第128/2025/NĐ-CPを公布し、外国人向け労働許可証発行手続きに関する新たな規制を設けました。主な変更点は以下の通りです：

2025年7月1日以降、外国人労働許可証の発行権限は、労働・傷病兵・社会省（MOLISA）から省級人民委員会の議長に移管されます。この変更は、労働需要の承認、労働許可免除の確認、発行、再発行、延長、取り消しのプロセスにも適用されます。

政令第128号は、新たな分権化に合わせて多くの行政フォームを改訂。「労働・傷病兵・社会省」や「雇用局」といった用語は「省級人民委員会」や「内務局」に置き換えられ、これらの新雛形は2025年7月1日から正式に有効となります。

この分権化は、処理時間の短縮、中央当局の負担軽減、企業にとっての手続きの利便性向上を目指しています。



連絡先

関係する新規規定を確認の上、関税に関する規定を順守し、また追加納税義務や行政処分につながり得る申告・書類作成過程でのミスを削減するために、社内のコンプライアンス手続きを見直していただきますようお願いいたします。
税務および関税コンプライアンスの実施にあたってご不明点がございましたら、グラントソントンベトナムの専門家までお気軽にご相談ください。

また、より詳しい情報は弊社の「[タックスハブ](#)」にてご確認ください。

ハノイ本店

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street, Nghia Do Ward, Hanoi, Vietnam
T + 84 24 3850 1686
F + 84 24 3850 1688

grantthornton.com.vn



Hoang Khoi
Senior Partner, National Head of Tax Services
D +84 24 3850 1618
E khoi.hoang@vn.gt.com



Bui Kim Ngan
Tax Director
D +84 24 3850 1716
E ngan.bui@vn.gt.com



Hoang Viet Dung
Tax Director
D +84 24 3850 1687
E dung.hoang@vn.gt.com



Masanobu Taniguchi 谷口 雅宣
Director - Japan Desk
D +84 24 3850 1696
E masanobu.taniguchi@vn.gt.com

ホーチミン市支店

14th Floor, Pearl Plaza, 561A Dien Bien Phu Street
Thanh My Tay Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam
T + 84 28 3910 9100
F + 84 28 3910 9101



Valerie – Teo Liang Tuan
Tax Partner
D +84 28 3910 9235
E valerie.teo@vn.gt.com



Dang Hai Ha My
Tax Director
D +84 28 3910 9241
E my.dang@vn.gt.com



Jin Nishina 仁科 仁
Director - Japan Desk
D +84 28 3910 9208
E nishina.jin@vn.gt.com



Nguyen Thu Phuong
Tax Director
D +84 28 3910 9237
E thuphuong.nguyen@vn.gt.com



Lac Boi Tho
Tax Director
D +84 28 3910 9240
E tho.lac@vn.gt.com



Do Vu Bao Khanh
Tax and Transfer Pricing Director
D +84 28 3910 9277
E khanh.do@vn.gt.com